

せいねんこうけんせいど ご存知ですか？成年後見制度



どんな制度か、わからない！

最近よく聞く成年後見制度。でも、この制度を利用して何ができるんだろう？



成年後見制度とは、判断能力が不十分な高齢者、知的障がい者、精神障がい者などの方（以下、本人）の財産管理や契約を補助したり、代理する人（後見人等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。
後見人等は、本人の意思を尊重し、本人がその方らしい生活を送るためのお手伝いをします。



どこで手続きをするのか、わからない！

法定後見制度と、任意後見制度で、利用開始の手続きをする場所が違うってどういうこと？



法定後見制度は、既に本人の判断能力が低下している場合に利用する制度です。
家庭裁判所に申立てを行います。【補助・保佐・後見】の3つの類型があり、本人の判断能力の程度に応じて、後見人等が支援をする事務の範囲が変わります。
任意後見制度は、本人の判断能力が十分なうちに、将来の判断能力の低下に備えて、あらかじめ後見事務を行う方（任意後見人受任者）を決めておく制度です。
公証役場で手続きを行い、公正証書で契約を結びます。



どこに相談すればいいのか、わからない！

成年後見制度の利用についての相談や、実際に申立ての手続きをするときに、どんな書類を用意すればいいのか、相談できる窓口ってありますか？



町市内で在宅の65歳以上の方はお住まいの近くの**高齢者支援センター**、**障がいのある方**は**ひかり療育園**（相談を希望される場合は事前にご予約ください）などで相談ができます。また、町田市から町田市社会福祉協議会に委託を行っている**福祉サポートまちだ**（電話：042-720-9461）の窓口でもご相談できます。
制度についてくわしく説明しているパンフレットの配布も行っていますよ！

裏面もぜひ ご確認ください！